

区自治協議会の運営について感じる事（課題など）

自治協議会の役割

（新潟市区自治協議会条例より）

第 6 条 自治協議会の役割

- 1 区自治協議会は、区民等（区内に住所を有する者及び区内で活動する団体をいう。以下この項において同じ。）と市との協働の要として、区民等の参画を通じて多様な意見を調整し、その取りまとめを行うとともに、地域課題の解決及び情報の共有に努めるものとする。
- 2 区自治協議会は、区の地域課題のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の機関に意見を述べるができる。

<意見交換>

- ・ 区自治協議会の役割をふまえ、日頃の活動や運営を通じて感じている課題など